平成26年度第2回 札幌市都市景観審議会

会 議 録

日 時:平成26年10月17日(金)午前10時開会

場 所:札幌市役所本庁舎 8階 1号会議室

■もくじ■

1	開会	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	
2	議事	•	•		•								•		•				•	•	•	•	•		į	•	•										3	
	(1)	今	後	のり	景権	見施	策	(T)	あ	, ŋ	方	13		ΟV	١-	T																						
	(2)	具	体	的	なが	包第	ŧ Ø	現	状		誹	是	į,	ナ	j l	句作	生	に	_	V	17	_		そ	か	1]											
			• 7	施負	策(]	D	届	出	Ī																													
			• 7	施分	策(4		景	:鶴	重	要	建	達	钞	ŋ (S F																							
3	閉会	•	•		•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	,		•		•	•	•			•	•	•		•	•	•	•		•	•	33	

平成26年度第2回札幌市都市景観審議会

- 1 日 時 平成26年10月17日(金)10時00分~12時00分
- 2 場 所 札幌市役所本庁舎 8階 1号会議室
- 3 出席者 委 員:濱田暁生会長はじめ8名(巻末参照)

札幌市:市民まちづくり局都市計画部長

市民まちづくり局都市計画部地域計画課長

市民まちづくり局都市計画部地域計画課都市景観係長

市民まちづくり局都市計画部地域計画課景観まちづくり担当係長

4 議事

- (1) 今後の景観施策のあり方について
- (2) 具体的な施策の現状、課題、方向性について【その1】
 - ・施策① 届出
 - ·施策④ 景観重要建造物等

1. 開 会

○事務局(地域計画課長) 定刻となりました。

本日は、大変お忙しいところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいま、委員12名中8名の方がおそろいでございます。札幌市都市景観条例施行規 則第25条第3項により、審議会成立の定足数に達しておりますので、ただいまから、平 成26年度第2回札幌市都市景観審議会を開催させていただきます。

私は、事務局を担当しております札幌市市民まちづくり局都市計画部地域計画課長の稲垣でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、お手元の資料の確認からお願いいたします。

本日、各委員のお席には、配付資料1の会議次第、配付資料2の座席表、説明資料としましては、説明資料1として、今後の景観施策のあり方について、それから、説明資2として、届出制度についてのスライドを抜粋したものをつけております。

それ以外に、冊子として、お手元にパンフレット類をご用意させていただいております。 これまでお配りしたものと若干重複があるかもしれませんが、一通りご確認をお願いしま す。上から順に、景観計画区域のパンフレット、景観計画重点区域のパンフレット、さら に、景観法及び条例に係る届出の手引、さらに、右肩に公共施設等デザインガイドライン とある冊子です。また、景観計画の本体と景観基本計画の冊子本体がございます。

以上でございますが、不足等はございませんか。

次に、連絡事項でございます。

梅木委員、坂井委員、鈴木委員、奈良委員から、欠席される旨のご連絡を頂戴しております。

また、本日は、委員の改選後、2回目の審議会でございますが、前回はご欠席で、改選 後初出席の委員をご紹介させていただきたいと思います。

五十音順にご紹介させていただきます。

まず、小澤丈夫委員でいらっしゃいます。

- ○小澤委員 小澤でございます。引き続きよろしくお願いいたします。
- ○事務局(地域計画課長) もうお一方で、八木由起子委員でいらっしゃいます。
- ○八木委員 八木です。引き続きよろしくお願いします。
- ○事務局(地域計画課長) どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入っていきたいと思いますが、議事に入りました後は、場内の写真撮 影はご遠慮いただきますようお願いいたします。

以降の進行は濱田会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 議 事

○濱田会長 それでは、よろしくお願いいたします。

議事次第に沿って進めさせていただきます。

議事は二つございます。まず一つ目の都市景観基本計画のあり方について、事務局から ご説明いただいて、その後、皆さんのご意見や質問をお伺いしたいと思います。よろしく お願いします。

○事務局(都市景観係長) それでは、議事の一つ目でございます今後の景観施策のあり 方について、説明させていただきたいと思います。

手元の資料とスライドを合わせながら進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、スライドでご確認いただきたいと思います。

見直しの検討スケジュールでございます。

これまでの経緯も含めまして、今後どのような検討を進めていくかということをご説明 したいと思います。

まず、振り返りになりますが、平成25年度におきまして、計4回の景観審議会を行っております。その中で、見直しの必要性の検討ということで、札幌市のまちづくり戦略ビジョンの策定に伴いまして、今後の景観施策についての検討を行っておりました。

その中で、都市景観基本計画の検証等を行っているところでございます。

今年度に入りまして、7月に第1回の都市景観審議会を開催いたしました。この中で、 見直しの論点ということで、見直しの必要性についての取りまとめを行いました。また、 計画の見直しの議論に向けた論点整理ということで、四つの主要な取り組みについての論 点を整理させていただきました。

今回の審議会は第2回目になりますが、景観施策のあり方ということで、前回いただきました意見に基づきまして、あり方についての議論をしたいと思っております。

さらに、具体的な景観施策の検討の施策①ということで、届出制度について、また、施 策④と書いてありますが、景観重要建造物等についてご議論をいただきたいと考えており ます。

また、次回の第3回審議会におきましては、具体的な施策の検討その2としまして、施 策②普及啓発について、また、施策③景観まちづくりについてご議論していきたいと思っ ております。

また、第4回目の前後、時期的には未定ですが、市民意見、市民議論の場を設けたいと考えております。現在、どのようにやっていったらいいか、検討中でございますが、それへの意見もあわせていただきたいと思っております。市民意見、市民議論の場を設けて、それらの意見を踏まえまして、第4回の計画の方向性ということで、こちらで都市景観基本計画、景観計画の骨子のようなものを議論していきたいと考えております。

そして、来年度、平成27年度中に素案、そして計画策定という流れで進めていきたい と考えております。また、来年度も市民意見ということで、ご意見をいただく場を設けて いきたいと思っております。

また、下の段に、各審議会でいただいた意見をもとに、札幌市内部の検討、調整を随時

進めていきながら、検討していきたいと考えております。

続きまして、このスライドは簡単に取りまとめをしておりますので、お手元の資料で確認していただきたいと思います。

説明資料1の②と書いているところでございます。

前回の審議会の意見の取りまとめをしたものになります。

これについて、都市景観基本計画、景観計画の役割や構成等について、前回いただきました意見を簡単にまとめさせていただいております。

一つ目は、都市計画マスタープランとの関係です。

都市景観基本計画、景観計画については、都市計画マスタープランと対等ではないか、 また、ともに空間を扱う計画なので相互に影響を与え合う関係が必要なのではないかとい うご意見をいただきました。

また、都市計画マスタープランの内容が景観基本計画で読み込まれ、さらに整合していて、それがまちづくり戦略ビジョンの都市空間における実現手法になるようにつくるべきという意見をいただきました。

二つ目として、土地利用施策と景観施策の関係ということで、都市景観基本計画や景観 計画の実効性を担保するために、景観施策と土地利用の制度が連動していかなければなら ないのではないかというご意見をいただきました。

また、三つ目の都市景観基本計画、景観計画の役割ということで、景観計画は法定計画なので、都市景観基本計画との役割分担は重要であるということです。

また、現在の都市景観基本計画について、景観的な骨格、都市構造、景観構造は普遍ではあるが、ゾーンごとの景観施策の考え方などは常に変える意思を持って、批判的に検討を行うべきだというご意見をいただきました。

四つ目は、今後の検討事項についてです。

地域の方々が望むのであれば、商業地と住宅地の間など景観上矛盾のある地域に、地区 計画的な手法で景観計画重点区域をかけるなど、戦略的なこともできるかもしれないとい うご意見がありました。

また、今回の見直しでは難しいかもしれないが、次の5年、10年後の計画改定に向けて地域を個性化していく手段として景観のあり方を考え、上位計画や都市計画マスタープランに組み込ませるなどすれば、いいまちができるのではないかというご意見がありました。また、既存の都市計画という力あるものをうまく利用すると実効性も高いので、都市計画の地区計画と連動して景観計画をやるのはどうか。また、住民発意で地区計画制度を使っている地区で先導例を示すのはどうかというご意見をいただいているところです。これは、景観まちづくりとも連動するところがあります。

その他、具体的な施策、届出について、景観まちづくりについて、景観重要建造物等についてそれぞれご意見をいただいておりますが、これらの意見については、後ほど、具体的な取り組みの報告のところで改めてご意見を紹介したいと思いますので、ここでは割愛

させていただきます。

続きまして、スライドに戻りたいと思います。

前回の審議会では、都市景観基本計画と都市マスとの整合、景観施策と土地利用施策と の連動など、景観の施策の有効性担保のためのその他の都市計画施策などとの関係につい て多くの意見をいただいたところでございます。

また、都市マスとの連動の中で景観計画と基本計画との役割分担についても議論する必要があるというご意見をいただいたところでございます。

まずは、都市景観基本計画の位置づけについて再確認したいと思います。

これは、まちづくり戦略ビジョン、都市計画マスタープランとの関係性についての図で ございますが、景観計画は、景観法においてビジョンに即するとともに、都市計画マスタ ープランに適合するものであると定められております。

一方、都市景観基本計画については、都市景観条例において都市景観計画の上位計画で あるということが定められております。

都市計画マスタープランとの連動においては、法的な関係性として都市計画マスタープランと景観計画が適合するものと定められているだけではなく、現在、同時に見直しを行っているということもありますので、確実に連動、整合を図っていくものと考えているところでございます。

その中で、今後の景観施策の有効性担保のために、基本計画を法令上どのように位置づけていくかについては、景観計画と一体型にすることもできますし、現状のまま内容についてのみ見直すことも可能性としては考えられますが、今後、具体の施策について議論していきながら、最も有効なものとなるように検討していきたいと考えているところでございます。

次のスライドに移ります。

ここでは、今後の景観施策の有効性担保のために、他の施策との関係性について、少し 整理したいと思います。

これまでの景観施策は、都市空間のうち、ハードをつくる過程での施策として捉えてきたところがございました。

景観施策は、都市計画関連施策と連携し合うことに重点が置かれてきたところですが、 近年の取り組みの中で、例えば、文化芸術との関係や観光などソフトへとつながる取り組 みを通じた他部局との施策の連携や、ハードとしての空間をつくる過程で、人の活動を誘 発することでにぎわいが生まれるような仕掛けづくりへの誘導など、これまでのハードと しての景観づくりの枠にとどまらない取り組みが進められてきているところです。

まちづくり戦略ビジョンにおきましても、都市空間は広くさまざまなソフト戦略を支えると捉えられておりますように、都市空間には、ハードとしての「モノ」だけではなく、ソフトとしての「人」や「事」がありまして、それらの都市の姿が都市景観と考えられるところでございます。

これからの景観施策を考える上では、都市の魅力・活力の向上のために、都市計画関連 施策並びに他部局との施策の連携をしながら、都市景観を「ヒト」「コト」「モノ」と捉 えまして施策を展開していくことが求められていると考えております。

以上のことから、その都市景観の捉え方をもとに、これからの景観施策について少し掘り下げて整理してみました。

現状の景観施策では、都市の拡大成長期において、ものづくりや建築行為等を通じまして、受動的、保全的に都市の外観を制御、コントロールするような施策でありましたが、今後の施策の方向性としましては、都市の成熟期において、都市景観を、「ヒト」「コト」「モノ」という視点で、構成する要素を幅広く捉え、これらのコーディネート、マネジメントを通じ、能動的、創造的に都市の魅力・活力を向上させるための施策となっていく必要があると考えているところでございます。

これらの方向性実現のために、計画の中で具体的に施策を位置づけ、担保していくことになると思いますが、具体的にこれまでも四つの施策を柱として挙げておりますので、届出制度、普及啓発、景観まちづくり、景観重要建造物等の四つの施策について、コーディネートまたはマネジメントをキーワードとして、見直しの方向性を具体的に検討していきたいと考えているところでございます。

以上、現段階では仮説ですが、このような方向性が考えられるのではないかというふう に一旦整理をさせていただきました。これについて、さらなるご意見等をいただければと 思います。

本日は、この後、届出制度、景観重要建造物等について、これらの視点を踏まえてご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○濱田会長 ありがとうございました。

盛りだくさんなところもありますし、今、ごらんになってすぐに意見を言うのは多少難 しいところがあると思いますが、いかがでしょうか。

大きな視点としては、とてもいい方向だと思います。私も景観をそのように捉えるべきだとずっと考えてきていましたので、それはいいと思います。また、コーディネートとマネジメントというのは、役割としてはよくわかりますが、その対象となるオペレーションとかムーブメントが当然あるわけです。そこの担い手や場所、手法みたいなことが見えてこないと、そこの関係は議論しにくいと思います。そこは、コーディネートする対象や、マネジメントの対象をどうしていくかというところへ踏み込んでいくべきだと感じました。

それぞれについて、いかがでしょうか。

ハードから仕組みのほうへ誘導するものにきちんと視点を持ちましょうということですが、仮説的ということなので、こういうところはどうかということがあればお願いします。 ○廣川委員 文章ではわかるのですけれども、例えば、こういう届出をしたいという場合 に、先ほどありました「ヒト」「コト」「モノ」について、どこの誰に相談したらいいの でしょうか。マスタープランの素案をつくっていくとか、例えば、対行政とか、地元の問題とか、いろいろなことがあると思いますが、それをどういうふうに結びつけて進めていけばいいのでしょうか。できるできないは別として、自分はこういうことを考えているという場合に、札幌市に対して、こういう場合はどうしたらいいのかという相談ができるのですか。

- ○事務局(都市景観係長) まさに、コーディネートとか、組織とのマッチングといいますか、そういうマネジメントの中で考えていく、そういう視点を持っていきたいということです。
- ○廣川委員 これは、そういうことを言っているのですね。
- ○事務局(都市景観係長) そうです。今回、見直しをしますけれども、そういうことも 視野に入れながら考えていく必要があるということです。
- ○廣川委員 わかりました。
- ○事務局(都市景観係長) 確かに、抽象的なところがあります。この後、届出制度や重要建造物等などのほかの施策について、具体的なところで方向性を照らし合わせながら考えていくほうがいいと思っています。
- ○西山委員 これを見る限りでは、コーディネートとマネジメントの意味がきっちり共通 認識にならないと、宙に浮いたものになってしまいます。コーディネートとマネジメント というのは、言葉の次元も違うような気もするのですけれども、これは、計画用語として 並列にするような言葉なのでしょうか。

どういう意味でこの二つの言葉を使っているのか、もうちょっと具体的に教えていただきたいと思います。コーディネートするというのは、私としては、もう既に動いている主体があって、それを秩序づける、関連づけるみたいなことだと思います。

マネジメントというと、もうちょっと大きな視点から物事を見ることで、要は管理ですね。都市計画では、普通、抑制管理という意味で使われますから、コーディネートとマネジメントは随分違うと思うのです。そういうことを含めて、もうちょっと平たく日本語でどんなことを言うのか、説明していただけませんか。

○事務局(都市景観係長) 今、委員がおっしゃったようなイメージのとおりです。例えば、景観まちづくりであれば、地域の人のマッチングとか、まさにコーディネートということで、地域に実際に入っていって具体的に側面的な支援をしたり、いろいろな支援の中でコーディネートしていくということがあります。あるいは、マネジメントという視点であれば、地域の中で組織が見えてきた場合に、その組織体とは別の企業なり、その関連性の仕組みそのものをマネジメントし、人の集合がうまく機能していくような仕掛けを考えていくときに、行政がそのマネジメントの視点で支援していくということです。

○西山委員 今言われているのは全部コーディネートで、景観計画そのものがマネジメント計画ですね。ですから、マネジメントは上位の考え方で、コーディネートはもっと具体的なものです。ですから、コーディネート・マネジメントというのは、私が偏っているの

かもしれませんけれども、景観計画を立てるということ自体、景観マネジメント計画を立 てるということで、違うのですかね。

だから、基本的な考え方、構想があって、具体的な計画があって、コーディネートというのは、まさに、「ヒト」とか「コト」とか主体がある場合に、その主体と主体の関係をコントロールするというより、主体性を重んじながら関係をつくっていくとか、インテグレートさせていくという意味だと思うのです。

マネジメントは、もっと大きなものだと思います。ですから、マネジメントを実現するためにコーディネート以外の手法もあると思うのです。

○濱田会長 多分、私が言ったこととも重なっていて、こういう言葉で意図されていることがちゃんと伝わるかというあたりに曖昧さがあるということだと思うのです。視点としてはこんなことかと思いながらも、こういう表現でいいのかというところもあると思います。先ほどおっしゃったように、今後、フィードバックしたときに、その言葉はこれではない表現でとか、今、西山委員がおっしゃったように、わかりやすい日本語に置きかえるということですね。

○小澤委員 今の話に絡むかもしれませんが、例えば、この届出についてディスカッションしてくださいということで、現在の段階では、届出というのは、あくまでも物に対する一定のルールがあって、そこに従ってくださいというチェックなのですけれども、上の四角を見ますと、能動的・創造的、それからコーディネートという言葉も入っています。そういうものと絡めていくと、本来の今やっている届出が根本的に変わってくると思うのです。届出制度自体も本当に大きな工夫で変えようとしているのか、その辺のイメージはございますか。

○事務局(都市景観係長) この後、届出制度について少し説明していこうと思っていますので、その中にも少し出てくると思うのですけれども、何のためにやるのかというところで、魅力・活力の向上という観点で見たときに、ただ単なるチェックということでも、届出制度であれば、そこにはなかなか結びついていかないというのは明確かと思います。では、その中で何ができるかということで、その届出というのは、強制力が伴う部分があります。

ですから、一つのきっかけともなり得ると思います。届出者との協議の場をつくり出すための半強制的なきっかけづくりにもなっていると思います。届出がなければ、知らないところで設計が進み、つくられていくわけですが、届出があることによって協議の場をつくることができるということがありますので、その協議の場という可能性の中でどこまで魅力・活力の引き出しができるかというところかと思います。

ですから、届出の中で、それにあえてチャレンジするといいますか、考えてみるのは大事だと考えていますが、では、何ができるかということは、今回ご意見をいただきながら、 我々のほうでも考えながら、もしかすると今までにないような形になっていくかもしれま せんけれども、少なくとも、今までどおりでは、魅力・活力という部分にはなかなか結び ついていかないだろうと思っていますので、それも含めて何かできないかと考えておりま す。具体的には、まだということです。

○小澤委員 一番大きな目標として、マネジメントはどうしていくかですね。そういうもとで届出というのは一つのツールだと思いますので、その辺は次元の違うところが確かにありますね。

それでは、議論の方向として、届出とか普及啓発という具体的なツールの話をしながら マネジメントのイメージをつくっていきたいという趣旨でしょうか。

- ○廣川委員 そこを先に言っていただいたほうがわかりやすいと思います。言葉のやりと りばかりしていても、前へ行かないし、理解できないのです。ですから、事例みたいなも のがあると意見が出しやすいです。
- ○濱田会長 後ほど事務局からお話しがあると思いますが、きょうこれを議論してここは終わった、さあ次という進め方ではなくて、フィードバックをかなり取り入れながらということです。今、若干曖昧なところのご指摘がありましたので、今後、詰めていくとして、事務局への宿題という格好になるかもしれません。ただ、整理の仕方のところでは、矢印があのように向かっているという視点で、今後、いろいろなものを検討していきたいということですね。皆さんからもご意見をいただきたいということですね。
- ○西山委員もしかすると、「コーディネート・マネジメント」という言葉ですか。
- ○事務局(都市景観係長) 一応、別の捉え方です。
- ○西山委員 そうなのですね。もしかしたら、そんな言葉があるのかなと思いました。コーディネートをマネジメントするという意味なのかと思いましたが、コーディネートやマネジメントという意味ですね。わかりました。
- ○斉藤委員 細かなニュアンスは、まだわからないところがたくさんあるのですが、今回 の見直しは、相当思い切ってドラスチックな動きが出るのだと期待していいのですか。

そういう意味で、受動的から能動的、保全的から創造的という言葉を使っているのですね。他の部局との連動も、受け身ではなくて、景観部局からいろいろな提案をしたり、投げかけたりするような動きが出ると期待をしてもいいのですね。その前提で意見を言ってもいいということですね。

- ○濱田会長 結果をどこにというあたりはいろいろあるかもしれませんが、その前提で議 論をしていくということです。
- ○西山委員 今伺っていて気がつきましたけれども、保全が創造に変わっていますね。これはいいのですか。

保全という言葉は、専門的なことで申しわけないのですけれども、1999年から200年の都市計画法大改正の中で、整備開発及び保全の方針ということで、選択対象ではなくて、開発の一つの行為であるというふうに理念的に大転換して、今、都市計画の中で保全という言葉はいい意味で使われています。ですから、それを消して創造に変えるというのは、これまでの都市計画の大きな考え方にさお差す考え方になると思うのです。その

- 1点は気になりますので、考えたほうがいいと思います。
- ○濱田会長 そのあたりも厳密にという格好ですね。
- ○西山委員 私が言いたいのは、保全を捨ててはいけないということです。

今、国で、景観法の10年が終わったので、次の10年に向かうための景観懇談会というものをやっていまして、幸い、私はそこの委員をやっているのですけれども、そこでは、保全をすごく大事にしているのです。四つの検討項目の二つが保全にかかわることなのです。ですから、そういう大きな国の流れに対して、宙に浮いてしまわないように気をつけていただきたいと思います。もちろん、残りの二つは創造的な内容です。必要なら、お知らせします。

- ○濱田会長 とても大事なご指摘だと思います。よろしくお願いします。
- ○片山委員 私もまだ勉強途中で、先々週の勉強会でいろいろとご説明いただいたのですけれども、そのときも話題になっていたのは、受動的・保全的というのは、制御していく中で、悪い意味ではだんだん画一化されてきて、ほかの都市と変わりのない都市景観が生み出されてきてしまっています。札幌も、そういう意味ではかなり統制されてきましたけれども、多様性がなくなってきて、どこの街角を歩いているのかわからないマンション群が形成されてきました。

その中で、この間、多様性ももう少し受け入れられるような景観マネジメントをしていこうというお話を伺いまして、その辺が能動的・創造的という言葉にあらわれているのだと想像したのです。そうしたときに、届出と普及啓発と重要な建物を指定するという下位の取り組みによって、その能動性や創造性が発意されるのかというところが少し心配です。だからといって、どういう方法をとっていけば、今までになかったような多様性を、的確な説明をきちんとしながら、都市の中に認めていくことができるのかというあたりが難しいと思います。

能動的・創造的景観をつくるには、下位の概念でどういう取り組みをしていったらいい のかというものが少しあると、わかりやすいといいますか、安心できると思います。

○濱田会長 今後、そこの議論をするということですね。

保全と創造は違ったものであるというのが西山委員のご指摘で、そこはきちんと整理しておいたほうがいいと思います。私も、どちらかというと、自分が景観にかかわる場合は保全のほうが多いです。

それは、事務局のほうで整理していただきたいと思います。

それでは、次のセクションに行きますが、今のことを背景に置きながら、よろしくお願いします。

○事務局(都市景観係長) 続きまして、議事(2)に移ります。

具体的な施策の現状、課題、方向性についてですが、その1となります。

こちらは、スライドで進めさせていただきますが、あわせて、関係の冊子をお配りして おりますので、そちらの中で少し細かい部分もお示ししたいと思います。 それでは、施策①の届出制度についてご説明していきたいと思います。

これは、届出対象とその内容を示したスライドでございます。

まず、景観法に基づく景観計画区域を全市域として指定しております。また、大通地区、 札幌駅前通北街区地区、札幌駅南口地区、北口地区を景観計画重点区域と指定していると ころでございます。また、公共建築物等については、届出対象ではないのですが、通知対 象として協議を行っております。この3点の特徴があります。

これらの区域において、下記の三つにまとめました。

届出対象行為・規模に該当する場合に、工事に着手する30日前までに届出が必要となっております。

届出の大きな三つの枠組みとして、大規模建築物等の景観誘導と、重点区域の景観誘導、 そして、公共建築物等の通知手続という取り組みを現在行っております。

これは、大規模建築物等の景観誘導と公共建築物の通知手続に係るものでございます。 届出対象については、今までも何度かご説明しておりますけれども、建築物や工作物の新築、増築、改築、移転等々でございます。

また、一定の土地利用計画等々で許認可関係を受けた場合は、指定届出対象行為という ことで必要になっております。基本的には、大規模なものが届出の対象になっております。

これは、重点区域の景観誘導と、重点区域の中に公共建築物等があれば、そちらも通知 手続が発生しておりますが、都心部の四つの地区におきまして、行為としては、先ほどと 同じような建築物、工作物の新築、増築、改築等々ですけれども、それ以外について、規 模にかかわらず届出が必要になっております。

また、建築物、工作物の除却、建物がなくなる場合も届出対象になっております。また、 広告物については、大通地区のみですが、対象になっております。

届出の書類について少しご説明したいと思います。

これは、大規模であれ、重点区域であれ、公共建築物の通知手続であれ、全て同じようになっておりますが、まずは、事前協議の中で、協議書のほかに付近見取り図や配置図、建築図、完成予想図のパース等があればそれをつけてくださいということです。また、周辺の現況写真や自己診断カルテというようなチェックリストをつけて事前協議を行っております。

そして、事前協議後に届出手続ということで、事前協議が行われていれば、その書類に 届出書の頭をつけて出すという流れで行っております。

届出のフローにつきましては、A 4 判の景観法及び札幌市都市景観条例に係る届出の手引の1ページ目にございます。計画段階で事前協議を行うということで、事前協議については任意で行う規定になっております。事前協議が終わりましたら、事前協議済書という通知を発行し、その後、工事の着手の30日前までに届出を出していただくことで手続を進めてまいります。

また、着工、着手、竣工後は、竣工届も提出してもらうという手続を行っております。

次のスライドに進みます。

これは、自己診断カルテというもので、行為の制限と照らし合わせながらチェックを行っております。これに基づきまして、自己診断カルテを読み解きながら提出されている図面の確認、行為の制限に適合しているかどうかの確認、周辺状況の写真等を見ながら周辺状況の読み取りを行います。また、外構計画や建築物の配置計画等、また、周囲に与える影響の想定について協議を行います。また、その建物を中心としまして、街並みがどう見えるのか、また、どのような視点場があるのかという観点で視点場を想定し、そこからの見え方や周辺に与える影響等について協議を行います。

また、建物に広告等がつくのであれば、その計画の確認や色彩等アクセントカラーの使い方等々について協議を行うということでございます。こちらについては、景観計画区域というパンフレットの、25ページ、26ページにございます。

届出者、設計事務所が書いてくるものですけれども、こちらに各行為の制限を書いておりまして、今回の計画がどういう配慮をしたのかということをまとめてから提出していただくようになっております。

一方で、重点区域ですけれども、このような行為の制限を単純に並べて見るようなチェックリストではなく、重点区域の行為については、個別の地区、建物周辺の状況に合わせまして、少し詳細に読み取りを行った独自のカルテをつくってもらうように想定しております。

こちらは、重点区域の別のパンフレットがありますけれども、中ほどの23ページと24ページにスライドと同じようなものがございますので、細かいことはこれで確認していただきたいと思います。もちろん、重点区域のほうにも行為の制限がございますが、それ以外のさまざまな周辺の状況要素を配置図等に落とし込みながらまとめてもらうということを想定して協議を行います。

これは、公共建築物等の手続についてです。

公共建築物については、工作物もそうですけれども、公共建築ですので、市のものだけではなく、北海道や国の施設も対象となっております。これについては、通知案件の協議と、公共施設等景観デザインガイドラインとございますが、この運用の中で協議を行っております。

また、橋梁等におきましても、同じように協議を行っておりまして、景観デザインガイドラインの運用と、国交省で景観に配慮した防護柵のガイドラインや、景観アドバイザーからいただいた意見などをまとめた考え方などを参考にしながら協議を行っております。

公共建築については、景観デザインガイドラインの中で、景観デザイン振り返りシート というものを作成していただきまして、より配慮をした取り組みを進めているところでご ざいます。

景観デザイン振り返りシートにつきましても、別冊の少し厚みのある公共デザインカイドラインの84ページに記載事例が載っております。

これも、重点区域のカルテと少し似ている感じで、周辺の状況をある程度詳細に埋め込んで、景観に配慮するべき項目は何かということで整理していただいて、通知の中で提出していただいて、協議を行っております。

次のスライドです。

ここで、前回いただきました届出に関するご意見を少しご紹介したいと思います。

届出対象ではない物件が周囲に大きな影響を与えている場合があるのではないか。また、 公共施設等は、今後、その先導性を含めて新たな取り組みが必要なのではないか。また、 現状では地域性があまり見られないものがあるけれども、地域から地域性がないことでよ いのかという問題提起があってもいいというようなご意見をいただきました。

現状でどのような取り組みを進めているのかということをご説明しました。その上で、 どのような課題があるのかということを、一旦設定した仮説立てと絡めまして、課題と今 後の方向性ということでまとめさせていただいております。

説明資料2の2枚目ですが、スライドとあわせて確認していただきたいと思います。 届出制度全般についての課題ということでまとめております。

申請者(設計者やディベロッパー)と札幌市との間での閉ざされた協議になっているという課題があります。

また、協議をより魅力的な街並み形成につなげていく必要があるだろうと認識しておりますが、なかなか難しいところです。

また、届出協議が形骸化しやすいという部分がございます。これは、お示ししましたチェックリスト等を行為の制限と並べながらやっているのですが、行為の制限に単純に適合していればいいよねというチェックになりがちで、少し形骸化しやすいのかなというところがございます。

また、アクセント基準や行為の制限について、定量的な部分もあれば、定性的な配慮をしてください、考えてくださいという配慮を促すような基準がございまして、それらの制限が少し混在しているような状況がありまして、少し協議がしづらいという課題がございます。

これについての方向性として、市民が届出なり協議なりに何らかの形で関与してく可能性があるのではないかということを考えております。開かれた制度になっていく必要があるのではないかということです。

また、今後、届出者の景観に対する一層の理解を促していくことが必要だろうと考えているところでございます。

1段下がりまして、大規模建築物等についてです。

この課題としましては、届出対象外の大規模の規定よりも小さい物件でも景観に大きく 影響を与える場合があります。また、画一的な基準となっておりますので、地域に個性が なかなか生まれてこないということがございます。また、賃貸物件等については、経済性 を優先する場合が多々ありまして、特に外構計画等の検討などがなかなかなされないとい う課題がございます。この方向性としては、届出対象の見直しということもあるかもしれません。また、地域の個性を大事にしたいことが何なのかをあらかじめ明示していくことも必要になってくると考えております。

1段下がりまして、重点区域についてでございます。

周辺状況の作図、分析にまで踏み込んだカルテを求めているところですが、実は、そのようなつくり込みはなかなかされておらず、そういう事例が少ないというふうに考えております。

また、携帯アンテナ支柱など不可視なものが届出対象となっているということです。工作物では鉄柱も届出対象になるのですが、重点区域の場合は、規模にかかわらずということになりますので、見えないような場所にあるものも必要になってまいります。それによって、業務が煩雑になる部分も若干あると思います。

また、新たな広告技術ということで、実際に何件か相談があるものですけれども、投影型の広告や、今までの概念にないようなものが特に広告の中では出てきておりますので、それへの対応が必要となってきております。現在、それへの対応が定まっていない状況です。

重点区域については、地域とのかかわりの中で考えていく部分があると思っておりますので、今後の方向性等々については、景観まちづくりについての議論の場で少し進めていきたいと思っておりますので、次回以降にさせていただきたいと思っております。

さらに1段下がりまして、公共建築物についてです。

計画の初期段階からの協議が必要ということで、現在も通知対象の協議を行っておりますが、やはり、設計がある程度固まった段階での協議となっているところがあり、大きな意味での景観への配慮がなかなか難しいのかなと考えております。

それに対する方向性としましては、景観形成に対する先導性の向上ということで、先導性があることに対する認識の向上ということもあると思いますが、その公共建築物が、景観誘導や、先導性を向上させていくよい方向性を示していく必要があるだろうと。

また、計画の初期段階からの協議の時期の改善ということは今後考えていかなければならないところだろうと考えております。

今回、届出制度ということでご説明しておりますけれども、景観施策をいろいろやっていく中で一番重要なところであり、我々景観の担当者もここに一番力を入れております。 今までも何回かご説明しているところでございますけれども、ベーシックでありながら、 一番重要ですので、これからもこれを軸に考えていかなければならないと思っておりますので、ご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○濱田会長 ありがとうございました。

大きな柱のうちの一つとして、届出に関する考え方の説明がございました。皆さんから のご意見はいかがでしょうか。

○小川委員 先ほどもありましたが、届出対象外の物件でも景観に大きく影響を与える場

合があるということで、前回の意見のように、届出の規模に関して新たにもう一つ加える ことは可能なのですか。従来のものにさらにつけ加えて届出の対象にするということは可 能なのですか。

○事務局(都市景観係長) 基本的には可能だと思います。

今回、そうするということは言えないのですけれども、せっかくの見直しのタイミングですので、それも含めて検討していきたいと思います。

ただ、現状の検証もそうですし、今後どうしていくのかということとの照らし合わせで 対象物件を考えていきたいと思っております。ですから、市場調査といいますか、市民の 皆さんの認識調査等も含めてということになると思います。

- ○小川委員 ありがとうございます。
- ○濱田会長 変えると断言はできないけれども、検討はしていくということですね。

届出対象ということで決めていっても、規模によって、その前後をどうするかという話はどこまで行っても出ると思います。

○西山委員 届出制というのは、許可制よりも緩やかなものというような法律上の意味がありますね。例えば、先ほど廣川委員が、届出たいと思ったときにどうすればいいのかという言葉を使われたのはものすごく大事だと思ったのです。普通の人にとっては、届出が許可より緩い行為だということではなくて、何かを相談するときに届出て相談に乗ってもらうような、まさに能動的とか創造的な意味が一般的な言葉としてはあるわけです。しかし、法律用語としては、届出というのは、あくまでも行為規制をするときに網の目をどれだけ大きくするか小さくするかというだけの話ですね。

今、ここで議論しようとしているのは、前者のもうちょっと有機的な意味というか、新 しい意味の届出をやろうということだと思うのです。先ほど小澤委員もそういうことでお っしゃったと思ったのです。

今、小川委員がおっしゃったことは、網の目を少し小さくする覚悟はあるのかということですね。要するに、より多くのものがひっかかるような規制を付加することがあるかということを聞かれました。この中で、市として新たに取り組もうとしているのはどちらの意味なのですか。

- ○事務局(都市景観係長) どちらもあると考えています。
- ○西山委員 ということは、一般的な届出行為とは違う話をすることになるので、むしろ別の言葉のほうがいいと思います。例えば申請制度とかね。申請して補助金をもらう、アドバイスを受けるとか、届出という言葉は、勝手に広げて使うと意味がわからなくなるのではないかという心配があるのです。先ほど言いましたように、網の目を小さくする話は届出行為の中でできるのですけれども、そうではない、従来の届出行為の外にある行為をやりたいというのであれば、届出行為の議論の中でやるのではなくて、届出行為の後の協議の話としてやると。もっと言うと、行為規制ではなくて、補助、要するにインセンティブをつける話をするのかということですね。

そこを最初に仕切っておかないと誤解があると思います。二つに分けて、まずは網の目を小さくする話です。すなわち、より多くの申請を上げざるを得ないように、行為規制を厳しくして、届出をより厳しくして、今までは網から逃れていたものが網にひっかかるようにして、嫌でも引きずってテーブルの上に連れてきて議論の遡上に上がるようにするのです。結果として、よりたくさんの議論ができて、よりたくさんの指導ができるということをやるのかどうかという問題が一つです。もう一つは、市民や事業者が申請することによってメリットが得られるような仕組みをつくるということを考えるのか。これは、向きが全く逆のことなのです。それがごっちゃに議論されているような気がするので、それをちょっと整理していただきたいと思います。

○濱田会長 とても大事なことだと思います。昨今で言えば、台風の関係で、避難指示、 避難勧告は意味がどう違うのかという話がありますね。厳密に違うわけですから、それに 伴う市民側の受けとめも当然違うわけです。そこは曖昧にしないようにしないと、せっか く議論したものが結果として生きてこないと思います。

○廣川委員 現実に、そんなに簡単に厳しくできるのですか。言い方を変えると、仕事が ふえるだけですね。出すほうも、さらに考えてきますからね。そこら辺がよくわからない です。

○濱田会長 西山委員がおっしゃったように、届出が有効だったら、さらにということだ と思います。これでは限界があるから、もっと別の仕組みをという話なのか、これは本当 に大きなところなので、少し整理していただいたほうがいいと思います。

○小澤委員 極端な言い方をしますと、能動的・創造的というのは届出制度の中では従来は難しいというお話でしたね。外側を扱わなくてはいけないということですね。やはり、今の届出制度の枠組みを守ろうとすると、事業者あるいは設計者にとっては、どうしても規制になってしまうわけです。それを、札幌市と協議をする相手方がどういうレベルで解釈されているのかがわからないので、様子を見ながら小出しにして、これであれば事業者として利益を守れるかどうかというのが実態だと思うのです。

そこで、届出制度は、形骸化したという状態になっているわけで、もし本当に能動的・ 創造的にしたいというところで、その届出制度にジレンマがあるのであれば、今、西山委 員がおっしゃった外側部分も含めてやる覚悟が本当にあるかどうかです。覚悟があれば、 その前提のもとで、どういう方法がいいかということを我々が議論できるのではないかと 思います。

ですから、その辺はクリアにしていただきたいのです。今の段階で宣言されるのは難しいと思うのですけれども、そこまで含めた議論としてやっていいのかどうか。

○濱田会長 それが先ほどの判断であって、行政の仕組みとして、担当職員数をふやすようなところまで関係してくることもあると思います。そうしてでも進めていくというスタンスを行政として持たれるかどうかということにもつながると思います。今すぐにどちらという格好ではなくて、そこは整理して議論していくべきだということですね。

○西山委員 もう大分前の話でうろ覚えなのですが、横浜市かどこかで、かなり早い時期に、デザイン審議会のような、デザインのことがわかるプロの専門家を集めた委員会を組織しているのです。そして、横浜市は港町だから古いものはこう残す、新しいものはこうつくるみたいな都市デザインの大きな方向性を示した上で、建てるものについてはここに相談してくださいと。それは、網の目にかけていたかどうかはよく覚えていませんが、いずれにしても、施主側からすると、よりいいものをつくって都市に貢献することで企業イメージを上げようとか、まさにポジティブな関係をつくり出すことに成功したと聞いております。

札幌市も、都市のブランドとして、それぐらいはできる力を本来持っているけれども、 それを示し切れていないと私は思うのです。例えば、横浜市が示したような都市イメージ にかわるものを札幌市が一定方向に対して示して、無料でデザイン相談に乗ってくれて、 一流のデザイナー、建築家、プランナーがそれに対してアイデアをくれるみたいなわくわ くするようなことに取り組むのだとなれば、非常におもしろいと思います。でも、それは もう届出制の話ではないですね。

一方で、私は、白川村の世界遺産の景観審議会の会長をしているのですけれども、そういう場所では、逆に、どんなに小さくても相談してもらわなければ困るわけです。基本的に、景観を変えるようなあらゆる行為について届けてくださいと言っておくのです。基本的には全部出してくださいと言って、一回は相談に来てもらう習慣をつけておいて、これはもういいですよとか、簡単なチェックで終わるようにするとか、しかし、時々、それでひっかかってくるものに関しては、しっかりと審議会でやるわけです。

どちらにしても、その辺の手法ははっきりしていて、さらに新たな手法を考え出すということでもないのであれば、こんな例もあります、あんな例もありますといって、委員の 先生方から伺いながらやるのか、きょう検討すべき議題の趣旨はちょっと違うのか、その 辺はどうですか。

○事務局(地域計画課長) 幅広くご議論、ご意見をいただきたいというのが本音のところです。最終的に、西山委員がおっしゃったようなインセンティブの仕組みを新たに創設できるかどうかは、法律上のインセンティブはないと思いますので、条例の見直しになりますから、最終結論をここでは出せませんけれども、問題意識としては、現状の届出制度に我々スタッフはかなりの労力を使っているのですが、限界もあるという問題意識を持っています。その限界を突破するために網の目の話が本当に適切なのかという問題意識は一方で持っています。

ですから、能動的という言葉をキーワードとして設定したのは、まさしくそれが理由です。そのキーワードで新しいことが何かできないかということについて、タブーなしに幅広くご議論いただきたいというのが本音です。最終的な制度設計は、一旦、私どもで引き取って可能性を含めて再検証は必要だと思っています。届出制度は、計画になってからまだ10年たっていませんけれども、要綱に基づく届出制度から考えると相当年数がたって

いますので、ある種、設計者さんのほうにも一定レベルの認識といいますか必要性は浸透 しているのではないかと感じております。しからば、スタッフの労力を別な方向に向ける という考え方もあり得ると思っていますので、その辺はぜひご議論いただきたいと思って おります。

- ○濱田会長 今の段階では、議論としては幅広くお願いしたいということですね。
- ○事務局(地域計画課長) はい。
- ○濱田会長 今、届出のご説明がありまして、それに対する意見については、若干はみ出 た部分も構わないということです。いかがでしょうか。
- ○小澤委員 一つ身近なところでアイデアですけれども、景観賞を何年か前になくしましたね。あれは、80年代から続いていた全国の中でも長くやられている賞だったのですけれども、無駄だろうということでやり玉に上がって廃止となり、かわりに景観を啓発する活動というふうに受け継がれています。

あれがすごくもったいなかったと思うのは、札幌市としていい景観をつくっていくということをちゃんと評価する場だったのではないかと思うのです。そういうふうに十分に機能していなかったということに批判を浴びたと思うのですけれども、能動的・創造的ということを目指して景観をいい方向に持っていきたいとするのであれば、先ほど申し上げたように、事業者と設計者の取り組む意義、あるいは、出す相手が何を考えて、何を評価するかということをわかるようにしなければいけませんし、そういうところでいいものにしなければいけないと思います。

例えば、木を1本残しただけで歴史を守ったということではなくて、大事なのは、木の周りにどういうふうに人が集まってくるような場をつくるか、そういうところまで評価できているのか。今の届出制度ではそうはならないと思います。木を残すというところで終わってしまいます。そうではなくて、ちゃんと評価をするということです。それも、第三者でないとだめだと思うのです。

例えば、届出制と評価する対象がリンクするような形で、今行っている届出の先に何か あるという状態をつくると、意識が少し変わってくると思います。

○濱田会長 今、小澤委員がおっしゃったことは、課題の冒頭に書いてあるように、閉ざされた協議になってしまって、多分、景観賞のときのほうが市民にわかりやすいイメージが伝わっていたのではないかということをちょっと危惧しております。景観賞がなくなって、地域でのいろいろな取り組みとして、「好きです。さっぽろ(個人的に。)」などをやっていますが、一般の市民に聞いても、ほとんど知りません。景観賞は、新聞に書かれたりして、あの建物が評価されたという話題を共有できていた部分があったと思いますが、そこが薄れていないかなという危惧は若干持っています。

そうすると、届出の議論をしながら、それだけに限らず、それを超えた部分に関しても 検討していくという前提でご意見をくださいという言い方になりますか。

○西山委員 先ほど、私が勝手に読んで、小川委員の意見を網の目を小さくする話だと言

いましたけれども、もしかしたら、ちょっと違う意味で言われたのかなとも思いました。

例えば、今、高度地区には高度地区ごとの届出行為の差違をつけていますね。極端な話をすると、自然的な景観を保全するようなエリアにおいては、木を切るようなことを届出行為にするとか、一定の規模の木を切るときには届出なければいけないみたいな、景観の質に配慮した届出行為を目指すべき景観の特性に応じて決めていくということもあり得るのでしょうか。

これは、また手間はふえるでしょうけれども、あり得ると思うのです。実は、先ほど申 し上げた国が検討している四つの方向性というのは、意外とよくできているので、フォロ ーしておいたほうがいいと思います。

一つ目は、東京オリンピックを意識しているのでしょうけれども、大都市が国の顔になるような景観づくりという一番創造的な、つくっていく方向についてどう考えるべきかということを検討しています。

二つ目は、コンパクトシティーという言葉はいいけれども、要は、都市がこれから縮退していく中で、いかに美しく縮退するか。要するに、縮退するということは、今、だだっぴろく広がっている都市計画の市街化区域みたいなものが、極端に言えば、ある場所はもう放置されて、ある部分に集中していくような格好ですね。串刺しのだんごみたいなイメージ図をよく見ますけれども、30年、50年かけてそういう都市をつくっていくときに、より都市化を稠密に行うところと放棄されていくところをどういうふうにつくっていくかという景観のあり方を考えなさいということです。

三つ目は、都市のコンテクストといいますか、基本的な都市の歴史的な構造をしっかりと読み取って、まち並みや歴史的景観を保全するみたいなことを今後どうやっていくかということを考えなさいということです。

四つ目は、例えば富士山など大きな自然とマッチした景観の中で、最近、メガソーラーや風車などが問題になっているけれども、自然景観のようなものにおける工作物のコントロールをどう考えるかということです。

この四つは、全然関係ないことを言っているようだけれども、実は、札幌市に当てはめて考えると、札幌市の都市も、ほかよりは遅いけれども、これから縮退していきます。そして、コンパクトシティーになっていったときに、将来の都市像をどう描くかといったときに、景観という側面から見たときにどうするかを考えれば、今言いましたように、もし札幌のこの周辺に集中していくようなピラミッドのような都市図を将来描くのか、分散型の多角的な都市像を描くかによって、これは、都市の将来の姿は全く変わってくると思います。そのときに、そういう場所場所でどういうことを届出行為として規制していけば目指すものに向かうのかという、だから、まさに都市計画とリンクした、都市マスとリンクした中で、そういう届出行為をもっときめ細かく決めていこうということはあると思います。それから、今、市街化区域になっているような、基本的には保全を前提としているようなところにおいては、先ほど私が言ったように、もしかしたら保全していく方向に向け

ての届出行為もあるのではないかということです。

要は、その四つのことは、全部、札幌市に当てはまるのです。札幌市は自然地も非常に多いです。調整区域も多い上に、都市計画区域外も多いです。でも、景観法は全てを覆っているわけで、都市計画以上を持っているわけですから、エリアに応じた届出行為を、全国の大都市の中で先駆的にやっていくということですね。札幌市は、東京の都心と違って、あらゆる要素を持っている都市なのです。そういう意味で、そういうことを先駆的にやっていくということを打ち上げてやっていくのは、ものすごく魅力的といいますか、いいことではないかと思うのです。ですから、届出行為に対する議論は、私の個人的意見としては、そういう方向で進められたらいいかと思います。

○濱田会長 ありがとうございます。

私も近い意見を持っています。先ほど片山委員のおっしゃった多様性や地域の個性というあたりとリンクするので、それを誘導するためには、それを誘導するように、西山委員の言葉でいえば、選択と集中ですね。どれかはきちんとやって、こちらは大丈夫ですというところをつくっていかないと、事務局がどんどんふえるだけになってしまいます。その辺のことも含めて議論しても構わないということでよろしいですか。

- ○事務局(地域計画課長) 届出制度も、現行のものは高さと規模だけに着目しています。 景観上、影響の大きなものを届出にかからしめると、景観上の影響というのを高さと規模 というフィルターで見ているのですけれども、西山委員のご意見は、本当にそうですかと いう問題提起だと思いますし、場所によって、同じ行為でも景観上の影響は違ってくると いうことかと思いますので、そういう視点での分析も必要だと思っております。
- ○濱田会長 先ほど、稲垣課長から、意見は幅広くいただいて、具体はきちんと落としど ころを考えますということだったので、少なくともそういうことまで含めた議論でよろし いのですね。
- ○事務局(地域計画課長) はい。
- ○廣川委員 ここに書いてあるとおり、とりあえず四つの地域を対象とした届出ですか。
- ○事務局(都市景観係長) はい。重点地域は四つです。
- ○廣川委員 ですから、あの辺の街並みが変わるとか、将来、駅に新幹線が入ってくるとか、そういう大体想定されてわかっていることと、これから突発的に出てくるものがあるけれども、あの地域で、特に大通公園などは、公園とそれを取り巻く民間の対象がどうなるかという話ですね。今後の届出としてはね。
- ○濱田会長 届出には主なものと三つあって、その中の一つが重点区域です。
- ○廣川委員 わかりました。
- ○濱田会長 かなり時間が経過しましたが、そういうことで、今後も検討を進めていかれるという確認でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○事務局(都市景観係長) 今回いただいたご意見を参考にしてまとめて、また次回以降

に補充していきたいと思います。

- ○濱田会長 続きまして、次の景観重要建造物等についての施策の方向性に関してご意見をいただきたいということで準備されていますので、事務局からお願いします。
- ○事務局(景観まちづくり担当係長) 景観まちづくり担当係長の山田でございます。 私から、施策④景観重要建造物等についてご説明いたします。

スクリーンをごらんいただきながらご説明したいと思います。

まず、景観重要建造物等ということで、札幌市では2種類の運用をさせていただいております。

一つは、景観法に基づく景観重要建造物と、もう一つは札幌市の都市景観条例に基づく 札幌景観資産の2種類でございます。

景観重要建造物については、景観法上で指定基準が書かれておりまして、地域の自然、歴史、文化等の建造物の外観が景観上の特徴を有し、良好な景観形成に重要なものであるということと、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであるという基準がございます。

景観法の運用指針の中では、この指定基準については歴史的、文化的価値を問う趣旨ではないということがあり、例えば、新たな都市文化の創造が望まれる地域でシンボル的な 建造物を指定することなども考えられるといったことも運用指針に書かれております。

景観法上の指定基準に該当し、さらに各自治体でつくる景観計画の中に指定の方針を定めなさいということになっていまして、その指定の方針に即したものについて景観重要建造物に指定するという制度になっております。

札幌市で定めている指定の方針が次の2段目になりますけれども、歴史や文化等の地域の景観を特徴づけている建造物及び市民や観光客に親しまれている建造物など、景観形成上重要な価値のある建造物というものを札幌市の方針として挙げております。

札幌市景観資産については、当然、景観法上の基準はございませんけれども、札幌市の 指定の方針として同じく景観計画と都市景観条例に記載しており、景観形成上価値がある と認められ、意匠、様式が良好な都市景観を特徴づけている建築物等や将来のまちづくり に生かされる可能性のある建築物等を指定するという方針を掲げております。

次の段落です。

現状変更等に係る制限ということで、これに指定された場合、どういう制限がかかってくるのかということを書いております。景観重要建造物につきましては、何か外観を変えるといったときには、景観行政団体の許可を要することで、それに違反した場合は、原状回復について命令をすることができるなど、制限としては非常に強いものとなっております。

札幌景観資産については、変更の際には届出をしてくださいということになっておりまして、それによって何か影響があるということがあれば、我々から助言、指導ができるという規定になっております。

一番下に行きまして、それによる制度の効果といいますか、建物を指定されたことによる影響については、景観重要建造物につきましては、滅失とか、棄損とか、壊れてなくなったとか、公益上、どうしてもなくさなければいけないという理由がなければ指定の解除ができないということになっております。

一方、札幌景観資産につきましては、価値の明示という性格が大きく、現状変更の際に 我々が助言、指導したものについては従う義務までは発生しないものとなっております。

続きまして、景観重要建造物等のこれまでの経緯を大まかにご説明したいと思います。

一番上の段落に法や条例などの流れを記載していまして、下のほうに景観的な資源について調べた経緯等々を載せております。

古くは昭和57年から景観資源については調査をしておりまして、昭和57年、昭和58年、平成3年、平成8年と調査をしておりました。その中で、昭和63年に都市景観要綱を制定しまして、平成9年に基本計画をつくったということと、平成10年に条例を制定しまして制度をつくりました。その制度にのって、平成13年に、当時は都市景観重要建築物等という名称でしたけれども、第1号の指定をしたところです。

平成14年に、昭和57年からいろいろ調べてきたものをもとに指定候補を選出し、平成16年以降、5件、7件等々の指定をしてきているところでございます。

また、平成19年には、これまで調べたものにプラスアルファもしくは選出されなかったものも見直して候補を追加して指定の取り組みを続けてきたところです。

その後、平成16年に景観法施行を受けた平成20年の景観計画の策定の際に名称を変更したり、これまでの指定のものを景観重要建造物のほうに移行したりということをしてきておりました。

グラフですけれども、総指定件数ということで、平成13年に1件指定した後、数件ずつ指定しており、平成22年度に30件になっております。その後の指定はしておりませんで、平成25年以降に2件が指定解除をされておりまして、現在はトータルで28件の指定をしているところでございます。

平成22年以降指定していないということについては、候補物件についての所有者への打診といった取り組みが一旦一巡したということと、平成22年度、平成23年度に、こちらの景観審議会より一部ご意見をいただいたことがございますので、こういった状況によって指定を控えていたという状況でございます。

現状の取り組みについてご説明します。

現状の取り組みとしましては、拡大成長期において、歴史的建築物等の維持保全をする ために、良好な景観形成に重要なものについて、景観重要建造物等に指定してきたという ことでございます。

具体的には、景観重要建造物等の指定や、それに対する助成金、冊子等による普及啓発 等を行ってきていたところです。

まず、指定一覧ということで下に書いてございますけれども、景観重要建造物について

は2件、札幌景観資産については26件、合計で28件、そのうち樹木が1件あるという 状況でございます。

次に、取り組みの二つ目で書かせていただいていた助成金についてご説明いたします。

助成金の目的としましては、景観重要建造物、札幌景観資産の保存等ということで、助成の要件としましては、所有者が申請するものであったり、申請年度内に完了するものであったり、指定の理由となった意匠等について復元や継承を行うものであったり、建物等と一体となっているものについて外観の復元であったり、調和を図るという必要なものについて助成をするということです。

その具体的な工事内容については、助成対象工事というところに書いてございます。

一つ目は、屋根、外壁等の外部から見える部分の本体の工事です。二つ目は、建物本体等に附属しているものを撤去したり、調和を図るために目隠しをしたりという工事についてです。三つ目は、外構ですけれども、外構のうち、建物等と一体となっているものについての工事です。四つ目は、構造体に関する工事について助成対象とさせていただいているところです。

その助成額ですけれども、対象工事費の2分の1以内かつ500万円以下とさせていただいておりますが、単年度の予算の総額としては500万円でございます。その予算の範囲内で申請が多かった場合は、本市が算定して案分した額をお支払いしているという状況でございます。

また、その申請期限は年度の5月末日までとさせていただいておりまして、緊急性その 他の理由がある場合は除きますけれども、基本的には5月末日までの受け付けをしている ところでございます。

ここで、過去の審議会でいただいたご意見について振り返りたいと思います。

先ほど少しお話ししましたけれども、平成22年から平成23年にかけまして、景観審議会の中に部会を置いてご議論いただいたものと、平成23年6月の都市景観審議会に報告したということのまとめを上に記載させていただいております。

今までは、歴史的な価値ということで指定してきた経緯がございますけれども、歴史的な価値のほかに、例えば左上の地域との関連性や右上のまちづくりとの連携ということを 視野に入れて今後指定していく必要があるのではないかというご意見をいただいていたと ころです。

下になりますが、前回の審議会でいただいたご意見としましては、建築物だけではない広い視点ということで、道路、公園、自然等の資源も資産ということが考えられるのではないかということや、札幌景観資産については、指定ではなく登録という名称のほうがよいのではないかということと、それによって新規登録を積極的に進めてはどうかというご意見がありました。三つ目は、資産を持っている方に対する支援として何らかのインセンティブを与えてはどうかということです。四つ目は、古いものだけではないと思うけれども、古いという共通の物差しがなくなると判断が難しい。それ以外の判断基準が必要なの

ではないかというご意見です。次に、失われていくといったことは避けたいけれども、難 しいでしょうということです。最後に、所有者が残したいという意思を持っていたとして も、周りの建物周辺の状況や環境が弊害となっていて失われることもあるといったご意見 をいただいております。

以上を踏まえまして、左側に書いているのは、事務局として運用している中で課題と認識しているものを記載させていただいております。

まず、指定をするという制度の課題ですけれども、一つ目としては、歴史的価値に着目した指定だけを行っているということが一つ課題だと思っているところです。とはいえ、歴史的価値以外の評価基準が特に定まっているというわけでもないというところがあります。三つ目は、指定制度だけでは歴史的な建築物の滅失を防ぐことは難しいでしょうという課題があるというふうに認識しております。

助成制度についての課題ですが、助成額や申請時期についてです。一つ目は、助成額に限りがあるということと、申請時期の設定が難しいということなどがありまして、所有者の工事予定に応じた十分な、もしくは機動的な支援がなかなかできていないということです。二つ目は、所有者に対して技術的助言を行う仕組みが確立できていないというところです。三つ目は、対象工事が資産の外観の維持のためということに限定されているということです。建物を利活用することによって維持保全につながることも考えられると思いますけれども、利活用に広がっていかないという課題があると考えております。

その他として、冊子等で普及啓発をしているというお話はしましたけれども、逆に、それ以外の取り組みがなかなか継続してできていない状況があります。また、市民や企業等が協力、関与するといった仕組みができていないので、そういった課題があるのかなと考えているところでございます。

一番最初に、見直しの方向性ということで、都市の魅力・活力の向上のためという仮説 立てをさせていただきましたけれども、それを踏まえて、見直しの方向性としてこういっ たことが考えられるのかなということを右側に書いてございます。

一つ目は、新たな景観的資産の掘り起こしです。先ほど、登録というお話もありました けれども、指定制度を拡充する、対象を拡大してふやしていくということが一つ考えられ ると思います。

二つ目は、景観的資産の価値の向上ということで、助成制度を見直して活用への支援を していくなどによって価値を高めていくということが考えられると思います。

最後の三つ目は、市民・企業等の関与ということで、市民団体、企業団体、企業等との 協働によって何かできないかということや、景観まちづくりと連動させてやっていくとい うことが考えられるのではないかということです。

以上です。

○濱田会長 ありがとうございました。

この部分は、これまでも指定解除に伴っての厳しい議論が結構ありましたけれども、今

のご説明に対していかがでしょうか。

○小川委員 先ほど、指定がストップしているという話が出たのですが、それについて説明していただけますか。

○事務局(景観まちづくり担当係長) 一つは、指定をする際に、所有者の方の同意をいただいて指定するという手続になるのですけれども、所有者様への同意のお伺いという取り組みが、過去に調べたもので指定候補となったものについては、一旦、一巡したと認識しているということです。

もう一つは、先ほどお話ししましたけれども、平成22年度、23年度にかけまして、 もう少し視野を整理して考え方を広げたといいますか、違う視野を持って指定していった ほうがいいのではないかというご意見をいただきましたので、それも踏まえて検討してい きたいと考えて、指定を控えていたところでございます。

○西山委員 一巡した母数は幾つぐらいだったのですか。

指定されたのは30件だけれども、問い合わせた母数です。一巡したということは、100件の候補があって30件が同意を受けたから、全部に回って30件が同意してくれましたからという意味で、その100に当たる母数です。

○事務局(景観まちづくり担当係長) 平成14年に候補として選出したものが60件あります。平成19年に追加で候補を出しましたのが44件、あとは樹木が71件ございます。過去に調べたものは、例えば昭和57年度に863件調べていたり、トータルで1,000件以上のものを調べながら、平成14年に60件に絞ったということと、平成19年にもう少し追加したという状況です。

○西山委員 次のスライドを見せていただけますか。

私はちょっと前まで西日本にいましたが、日本の都市の一般的な感覚からいうと、これは、ほとんど文化財で、景観資源ではないのです。ですから、本来は1,000件というのが母数であるべきで、1,000件しかないのか、もっとあるのではないかと思うのです。ただ、1,000件でもまだ敷居が高いといいますか、それは景観資源としてのという意味ですよ。歴史資源とか文化財ではなくて、景観の資源としてという意味であれば1,000件以上あると私は思います。

その1,000件というのは、今見て、これはよさそうだから残さないとねと思うものではなくて、札幌市のある時代までにしかつくられてこなかったような、ほとんどが石づくりか木造だと思うのですけれども、そういうものは、商業利用も含めて、磨いてうまく活用すると、非常に光る可能性があります。要するに、札幌にはポテンシャルがある建物が1,000件ぐらいは当然あると思うのです。

それが本来の景観資源であって、こんな文化財レベルのところで行ったり来たりして60件に絞りましたということ自体が、ちょっと所轄が違うのではないか、要するに教育委員会がやることをやられているのではないかと思うのです。そうではなくて、都市計画なり都市景観の部署であれば、ポテンシャルを評価して、1,000件ぐらいをやるのが大

都市においての時流といいますか、やってもおかしくないのではないと思います。

先ほどありましたように、カテゴリーを広げて歴史的価値だけではなくてということは、もちろん非常に重要なことだと思いますけれども、それはそれとしてやるにしても、それ以前にもったいないと思うのです。札幌は、よその人口100万人以上の都市に比べて、中心部の容積率に対する圧力が高いわけでもなくて、当然、地価の問題などもいろいろと連動するでしょうけれども、低層の1,000件ぐらいある資源を活用する余地はあるのです。ただ、それを保存しなければいけないというと、途端にみんな拒否反応を示すので、私が前に言いましたように登録のような形で、最悪、壊しても構いませんけれども、まず、価値がある、ポテンシャルがあるということを行政がきちんと評価して、それをぜひ使ってくださいという運動につなげていくと。

僕の簡単な予想でいっても3割か4割はなくなっていると思うのです。1,000件が本当のマックスだったら、今は500ぐらいしかないと思います。ですから、戦略的にどんどん登録していって活用を促すということさえスタートすればいいのです。

最後のパネルを見せていただきたいのですが、右側の緑色の中に書いてある漠然とした ことではなくて、左側に書いてある難しいというのを全部書き直して、十分かつ機動的な 支援を行うとか、確実にするとか、そう書き直すだけで十分だと思うのです。

私個人の委員としての意見ですけれども、それがどこまで行政的に可能かということを 考えていただければ、この項目に対してはほかにそんなに問題はないと思います。

あと、議論をするとすれば、新たなカテゴリーをどういうものにするかです。これは、 大いに、まさに創造的に議論できる内容かと思います。

ですから、左側の課題は非常によく整理されていて、ここまでわかっているのだったらやりましょう。大都市札幌市でしょうということに尽きると思います。

○濱田会長 これまでの議論の中にもあったと思いますけれども、先ほどの片山委員の多様性や地域性ということにも絡んで、それを市民のレベルでの共有の価値という意識と、 所有者も自身の建物が公共的な意味を持つという側面があるという意識を持つというあたりでしっかり制度にしていくといいのではないかという西山委員のご意見だと思います。

活用ということでは、民間レベルで、商業施設的なものといいますか、住宅街の古いものを生かしてカフェにするとか、スープカレーのお店にする、等の例のように若者たちがどんどんやっている取組みも市民が良い評価をしてあげるだけでも変わってくると思うのです。

○小川委員 先ほどの見直しのためにストップしたというのが理解できないのです。見直 しをしようとなったのは21年ですね。そこでストップしてしまって、なぜ見直しをそん なに継続しているのかがちょっと不思議な気がしています。

例えば、ピックアップしたものに対して持ち主にどうですかと打診するだけでも、その 持ち主は、私が持っている建物はそんなに価値があるのかと再認識するきっかけにもなる のではないかと思うので、ストップしないで、なるべく継続しながら見直しするという方 向には行かないのかなという気がします。

- ○濱田会長 厳しいご意見だと思いますが、先ほど見ながら同じように感じていました。 一旦そうしたのけれども、次はどうするのかという議論をできずに来たので、改めてしっ かりやりますよという受けとめでいいでしょうか。
- ○事務局(景観まちづくり担当係長) そうですね。
- ○西山委員 あと一つは、文化財だったらできるのだけれども、固定資産税などの税の減免ですね。予算をつくるのは難しいかもしれませんが、減免はできないのかと思います。札幌市の場合は、都市計画上、容積率の高いものが広範にわたっているので、低層な建物は負担感が大きいと思うのですね。それが壊すことにつながっている可能性が大いにあるわけです。一般的には文化財ではないと、その自治体の景観行政で見きわめをやっているところはないと思うのですけれども、前にこの会議で出た容積率の移転制度などはあると思いますが、税の減免が不可能かどうかはぜひ検討していただきたいと思います。それが一番やりやすいのではないかと思います。ただ、そのためにどういう価値づけが必要なのかというところは要相談だと思いますけれども、助成金を出すということと税の減免という両方の可能性を調べていただくだけでも、活用する人は非常にやりやすくなると思います。
- ○濱田会長 今回のまちづくり戦略ビジョンと都市マスと連動してということなので、税収のところだけを見ると減ですけれども、トータルでいえば札幌市にとっての価値は上がるのだという論理をきちんと示しながら、そういう誘導策にしていくということですね。 ○西山委員 京都市では、活用可能性がある町家が1万件くらいありまして、そのうちの1割もいっていないでしょうけれども、今、町家活用が盛んですね。ほとんど全国的にブームになっていますが、京都の京都信用金庫は、家を改修するために住宅金融公庫的なものが使えないので、そういう金融機関がそれを支援しているのです。それは画期的らしいのですけれども、そういうモデルが既にあるのです。そういう中で、先ほど私が言った税の減免の話や、これは民間の話になるので行政は直接できないですけれども、改修利用するための融資制度を何らかの形で促していくということですね。
- ○濱田会長 実は、私の事務所もかかわって、R住宅という中古住宅の制度をつくったのです。金融機関とも折衝して、リフォームでも35年ローンを組みますという支援措置をつくりました。そのときに、こちらの制度と連動して、この建物を残したいからということでやっていくと、結構可能性があると思います。今、国交省でも、そのようなことに着目して、ストック活用に関して制度をつくれないかと検討されているようです。これまでも中古住宅について金融機関からの融資はありましたが、性能とか資産価値とか評価を全部クリアして、公的な試験研究機関がオーケーを出したら融資がおりるという流れの制度にして、去年だけでも二百数十件その対象になっています。そういうことと先程のお話しを連動させれば、古いものを生かしてやろうという人がふえると思います。
- ○小澤委員 たしか、歴史的遺産のほうにも審議会がありますね。そちらでも減免や助成

の話が出ていたと思うのです。何か別々の場所で同じような議論をしているのですけれど も、連携していって大きな動きにできないものかといつも思っています。

それから、私も記憶をたどっているのですけれども、先ほどリストアップされていたものも、どちらかといえば歴史系の専門家から上がってきたものですね。ですから、本当の意味で景観という見方をされていないと思うのです。

その母数になっているもののリストは見られるのですか。今まで検討されて候補に挙がったものなどですね。もし差し支えなければ、そういうリストを見て、現状を把握できたらアドバイスができるのではないかと思うのです。直接、これを広げていくという話まで大きくしなくても、今、何がフォーカスに入っているのかということは我々委員として知っておきたいと思います。

○濱田会長 先ほど、西山委員から京都の町家の話が出ましたけれども、札幌でも、山鼻地区の細長い旗ざお状の奥に住宅があってというパターンは、札幌の景観資産としては非常に大きなものだと思うのです。今、それがマンションでどんどん消されてしまっていっています。

- ○小澤委員 歴史系の方は、見る目が結構厳しくて、これは価値がある、ないというのは 結構シビアです。ですから、ぐっと絞られてしまいます。
- ○濱田会長 一般的なブロックの三角屋根も価値があると私は思っています。
- ○片山委員 住宅供給公社の。
- ○濱田会長 そうですね。
- ○斉藤委員 見直しの方向性で、「モノ」だけではなくて、「ヒト」や「コト」にもということですが、それを考えると、助成制度もそういう形になっていくべきではないかと思います。現在は工事に対しての助成制度しかないですけれども、それを守る人たちに対するサポートがないと、書いていることが現実に結びつかないのではないかと思うのです。

こちらの部局で、そういう仕組みに対する助成制度を新たに発足するのが大変であれば、 今、市民活動のさぽーとほっと基金がありますね。あれは寄附先指定ができますから、そ ういうところを紹介してあげるとか、そこと結びつくとかを考えながら、実効性のあるも のに変えていく必要があると思います。

○片山委員 全くそのとおりだと思います。

「ヒト」や「コト」を景観構成要素と考えるのなら、コミュニティ活動とか市民自治とか公共性の高い目的を行う場に改修するという事例については、積極的に助成対象とすべきだと思います。というのは、シンボルとなりやすいものに人は集まりやすいし、何か共有しやすい目的とか活動という意味で、プレハブの町内会会館でイベントを行うのとは違って、それ自体が写真に撮られて、「コト」の背景にそういう建物があってすばらしい景色になるということを考えると、かなり創造的な効果の目的に見合った制度になるのではないかと思いました。

○濱田会長 例えば、石山地区でコミュニティレストランを石蔵でやられていますね。あ

れこそ、どんどん応援していいのではないかと思います。

○小川委員 先ほど、都市景観賞とありましたが、平岸の精進河畔公園でしたか、公園にもすばらしいものがあって、景観賞を受賞したようなものはこういう指定の対象になってもいいのではないかと思うのです。比較的新しいものではあるけれども、別に古さに固執しないと言っているのだから、そういうものも対象にしていいのではないかと思います。

- ○廣川委員 特に観光などはそうですね。寺社とか古いものにみんなが集まるというのは、 もう古い時代の観光です。それから、先ほど言いましたが、ほかの部局とも全部つながっ ていますね。これはわかりやすいですね。今のところは「モノ」ですからね。
- ○濱田会長 先ほど、西山委員が端的におっしゃっていた左の課題それぞれをどういう出口に向けるかという議論をして詰めていけば、あとはそれを行政の中で仕組みとして組み込めるものは組み込んでいただく、その辺をもう少し検討していくという形かと思います。
- ○事務局(地域計画課長) 片山委員のご発言に関連して、先ほど西山委員から都市の縮退のお話がありましたが、国交省の景観部隊も、居住誘導区域、機能誘導区域というものを定めて、居住を集めるために都市再生特別措置法をつくって、新たな補助制度の優遇をいろいろとつくっています。そして、居住誘導と絡めているのですけれども、居住の密度を高めるために歴建なり何なりをうまく活用するのであれば補助してもいいよということを初めてつくったのです。

札幌市の場合は、疎になって、極端な課題地区がないので、その補助制度を直接活用するのは難しいかなと思っていたのですが、考え方として、コミュニティの維持のために資産を使うという考え方は共通していますので、可能性としては探っていかなければいけないと我々も思っております。

- ○濱田会長 八木委員はいかがですか。本業の部分とも結構関連するところがあるかと思います。
- ○八木委員 きょう、全体として感じたことでよろしいでしょうか。

先ほどの説明で、景観資産が30件あった中、今は2件減っているということでした。 それ以外にも、札幌軟石の建物が2件ぐらいは取り壊されているということを、私が生活 している中で見てきました。

先ほど「保全から創造に変わる」ということについての懸念のお話がありましたが、保全すらできていなかったら創造はないのではないかと思います。先ほど、保全はできないといっていることを、保全できるようにするだけでも違ってくるとおっしゃったのは全くそのとおりで、保全を必ずやり切る、周りの状況が弊害になって失われるのであれば、建物だけを移転する方向もあると思います。そういう事例も1件ありましたね。自分はそんなことは知ったことではなくて、これはもう建て直したいのだと言う持ち主がいれば、それ以上強いことを札幌市は言えないと言っているのですけれども、そういう姿勢では、今後、どんどんなくなっていくしかないので、「だったら住まなくて結構です」と言えるぐらいの強い姿勢がないと、景観資産を本気で守っていけないと思っています。

それが規制という締めつけのようにとられかねないので言いづらいのではないかと思うのですけれども、これは、「札幌のまちをどういうふうにデザインしていきたいか」という姿勢を市民としっかり共有していないから起こることであって、私は去年も同じことを言ったので繰り返しになるかもしれませんが、もともと「美しいまち札幌」を最終的な目標につなげているのであれば、一軒一軒の建物のことだけを考えていると、なかなかその方向に進まないと思うのです。

この届出の制度のときに、申請者と札幌市だけだった閉ざされた協議をより魅力的な街並み形成につなげたいと言ったことが印象に残ったのですが、それに対してどういうふうにやっていくかという具体的な施策が感じられなかったのです。一軒一軒の建物のデザイン、色、広告ということではなくて、街並み全体をどうしていきたいのかということです。私も生活していると、一軒一軒の建物がきれいと思うより、その周りの複数の建物があるエリアについて魅力的だと思います。そこに市民が意見を出すことが必要だということについては問題ないと思いますけれども、どういう立場のどういう市民が発言するのかによって、その市民が自分の周りのことしか考えていなければ、どれほど強い意見を言っても何のまちづくりにもつながらないわけですから、全体感を持った議論や、札幌をきれいなまち、美しいまちにしたいといった視点が失われないような議論が毎回なされていくといいと思います。

それには、最初の見直しの方向性にあったように、他部署と連携して、シティプロモートや観光の部署などとつながっていくのも非常にいいことだと思いますので、そのために市役所がどういう組織改革をするのか、そういう会議を定期的に持つのか、あとは、景観賞といっても、その建物をたたえるのではなくて、先ほどもご意見がありましたように、まち並みや運動などをエリアで区切っていくとか、もう少し広げた考え方をしていっていただきたいと思います。

今後、私は、そういう話にかかわっていきたいと思っています。先ほど言いました、失われていった建物があったのは苗穂地区なのですが、苗穂地区や、女性に人気の高い円山地区など、そういったところも重点的に入れていっていいのではないかと思っています。今言いました現状をきちんと保全していくのは当たり前ですけれども、そこに創造ということが加わるのであれば、もっとドラスチックに改革できる意見、考え方も期待したいと思っています。

以上です。

○濱田会長 ありがとうございました。

全体に対する審議会の審議のあり方ということだと思います。

先ほど、事務局から、きちんと受けとめますのでいろいろな議論をしてくださいという ことであったと思います。

きょうの議論全体や今後のことも含めて、皆さんから何かあればいただきたいと思います。

- ○事務局(地域計画課長) そろそろ時間ですが、1点だけ情報提供をさせていただきます。
- ○事務局(都市景観係長) 普及啓発の取り組みで、情報提供をさせていただきたいと思います。

景観資源選出事業「好きです。さっぽろ(個人的に。)」で、11月3日に、さっぽろ 景観フェスというイベントを試験的に開催したいと思っております。

ノルベサという屋上に観覧車がある商業ビルなのですけれども、そこのイベントスペースをお借りしてやりたいと考えています。

朝の11時からですが、プログラムを簡単にご説明したいと思います。

まず、景観えんにちです。昨年は景観総選挙ということで市民の皆さんからいろいろと 応募いただいて投票をしたところですが、そこで1位になった石山緑地で活動されている 方々や、市民の方で景観にかかわる形でいろいろと活動されている方々に出店をいただこうと考えているところです。

また、景観まちづくりカードの体験会ということで、今回、新しく増刷したカードがありますので、カードゲームを通した景観の普及をしたいと考えています。

また、トークセッションということで、いつもやっている感じですが、景観とは少し関係ないような方で、若手の方ということで、衣食住という人の暮らしにかかわる部分で、にわ仮面という芸名みたいな方は、長崎で景観の関係で市民の取り組みをされている人で、小倉さんという方は染め物師です。また、徳光珈琲チーフバリスタの竹内さんということで、衣食住というテーマでトークセッションをやりたいと考えております。

また、景観ドリームプランのミーティングということで、前回の審議会の中でも市民の皆さんに景観ドリームプランを募集しますとお示ししたのですが、集まってきたものをもとに、応募された方々を交えてワークショップをやりたいと考えております。

また、第1回さっぽろ景観ウノレトラクイズということで、札幌のまち並みの景観にまつわるクイズをやるような企画も考えております。

簡単ですが、情報提供させていただきました。詳細については、メール等々でご紹介したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○西山委員 「ウノレトラ」というのは何ですか。
- ○事務局(都市景観係長) 「ノ」と「レ」をくっつけると「ル」に見えるのです。
- ○西山委員 それはわかりますが、意味があるのですか。
- ○事務局(地域計画課長) ありません。造語です。ウルトラクイズをもじっただけです。
- ○西山委員 単なる遊びですか。
- ○事務局(地域計画課長) 遊び心でやっています。
- ○濱田会長 いかにも楽しげなイベントで、ここの議論とどう結びついていくか、大事な ことだと思います。
- ○事務局(地域計画課長) 11月3日ですので、もしお時間がありましたらお越しいた

だきたいと思います。市民主体の活動ですけれども、次回の議題がまさしく普及啓発が一つで、もう一つは景観まちづくりですので、この辺の動きも含めて、再度、幅広いご意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、お時間が若干超過いたしましたけれども、長時間にわたるご審議を大変ありがとうございました。

議事録ですが、毎回同様、事前に各委員に内容をご確認いただいた上で確定いたします。 その後は、ホームページでの公開、各委員には郵送をさせていただきますので、よろしく お願いいたします。

それから、次回の審議会は、事前に日程調整等をお願いしておりましたが、12月10 日水曜日の予定となっております。会場等はこれから手配しますので、正式に確定後、改めて各委員にご案内を差し上げます。よろしくお願いします。

3. 閉 会

○事務局(地域計画課長) それでは、以上をもちまして、平成26年度第2回札幌市都市景観審議会を終了いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上

平成26年度第2回札幌市都市景観審議会出席者

委員(8名出席)

小川 光代 (一社) 北海道建築士会まちづくり委員会副委員長

小澤 丈夫 北海道大学大学院工学研究院准教授

片山めぐみ 札幌市立大学デザイン学部 講師

斉藤 浩二 (株) キタバ・ランドスケープ代表取締役

西山 徳明 北海道大学観光学高等研究センター長・教授

濱田 暁生 (株)シー・アイ・エス計画研究所代表取締役会長

廣川 雄一 札幌商工会議所都市まちづくり委員会委員長

(㈱にしりん、㈱4丁目プラザ代表取締役社長)

八木由起子 (株)コスモメディア編集長局長